

**(3) 様式2 (2-1A~2-10)・様式3**

●煙突用断熱材使用煙突状況調査票（特定調査）

●煙突用断熱材使用煙突状況調査票（特定調査）（保有状況）

○記入内容

- ・煙突用断熱材（石綿を含有していない煙突用断熱材を含む）を使用している煙突1本ごとに次のa)～j)について記入すること。  
なお、煙突用断熱材が使用されていない石綿セメント円筒等で造られているストーブ用等の煙突については、本調査の対象外とする。
- ・煙突用断熱材は、「除去」等の対策工事中であっても、平成26年10月1日時点で、対策工事が完了していない場合は、当該項目に計上する。

- a) 機 関 数：煙突を有する機関数を記入する。
- b) 建 築 年：煙突の年号を記入する。
- c) 区 分：煙突が校舎等の建物と一体で建築（建物一体形）されているか、煙突単独で建築（独立形）されているか記入する。
- d) 長 さ：煙突の長さを記入する。
- e) 太 さ：煙突の内径を記入する。（角形の場合は、内寸とする）
- f) 使用状況：平成26年10月1日時点で、煙突を使用しているか記入する。
- g) 石綿含有：石綿含有煙突用断熱材か記入する。  
（石綿含有率がわかる場合は、その含有率も記入する）
- h) 措置済み：封じ込め状態<sup>\*3</sup>又は囲い込み状態<sup>\*4</sup>（以下「措置済み状態」という。）のいずれかを記入する。
- i) 劣化等無：措置済み状態ではなく、煙突用断熱材の損傷、劣化等がなく石綿の粉じんの飛散による、ばく露のおそれがないものを記入する。
- j) 劣化等有：措置済み状態ではなく、煙突用断熱材の損傷、劣化等があるため石綿の粉じんの飛散による、ばく露のおそれがあるものを記入する。

\*3：石綿含有保温材等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して粉じんが飛散しない状態。

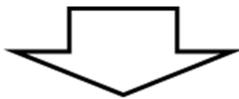
\*4：石綿含有保温材等が損傷、劣化し含有されている石綿が大気中に飛散しないように適切な材料で完全に覆う等、粉じんが飛散しない状態。（煙突については、ボイラー室等への開口部、煙突頂部や下部の点検口などを完全に覆い、粉じんが飛散しない状態）

## ■石綿含有保温材等（煙突用断熱材）

- 設計図や完成図又は工事記記録等から、煙突に関する情報を調査票（様式3）の該当欄に記録する。
- デジカメ等、筆記用具等を用意する。
- 煙突内部の劣化、損傷状況を点検する。

※石綿を含有する煙突用断熱材が、劣化、損傷している場合、煙突下部の点検口を開ける際に石綿が舞う可能性もあるので注意が必要。また、煙突頂部の開口部から点検する場合は、点検用タラップが腐食している場合もあるので、注意が必要。（専門家又は専門業者等による調査が必要）

（写真④参照）



- 劣化、損傷している煙突断熱材を確認したら、ばく露の有無について調査、把握するとともに速やかに除去、封じ込め又は囲い込みの適切な処置を講じること。

（写真⑤参照）



写真④（劣化・損傷の状況）



写真⑤（劣化・損傷の状況）

## 特定調査の判断例

### ■応急処置済みについて（保温材等）

- 劣化、損傷部分を隙間無くガムテープ等により塞いでいる場合などは、応急処置済みとして、ばく露のおそれがないと判断しても差し支えない。
- 劣化、損傷している保温材等の材質が不明な場合は、専門業者等に相談の上、速やかに応急処置を講じる。
- その後、石綿の含有を確認されている場合は、速やかに除去、封じ込め又は囲い込みの適切な処置を講じること。



写真⑥（応急処置の状況）

### ■煙突用断熱材について（石綿セメント円筒）

- 学校等の古い建物には、右写真のような昔のストーブの排気用煙突がある場合があり、内部には石綿セメント円筒が使用されている場合がある。
- 石綿セメント円筒は、煙突用断熱材とは異なり、材質が固く飛散性が低いため、調査対象外である。
- 事前に、図面等で確認することで、専門家又は専門業者等の調査が不要となる場合がある。
- ただし、ストーブの排気用煙突であっても煙突用断熱材を使用している場合も考えられるため、材質が不明なものを安易に調査対象外としてしまうことは避けること。  
（写真⑦参照）



### ■石綿含有保温材等の劣化、破損について

- 劣化、損傷の状態については、国土交通省ホームページで公表している平成25年度 建築基準整備促進事業 報告会「アスベスト対策に資する検討」が参考になる。

<http://www.mlit.go.jp/common/001037173.pdf>



写真⑦（石綿セメント円筒）

※別紙1については、以下の文部科学省ホームページより入手できます。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1349864.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1349864.htm)